第三章中第六条の前に次の節名を付する。

第一節　審議会等

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第三章に次の一節を加える。

第二節　特別の機関

（事業性融資推進本部）

第二十四条　別に法律の定めるところにより金融庁に置かれる特別の機関は、事業性融資推進本部とする。

２　事業性融資推進本部については、事業性融資の推進等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（政令への委任）

第四十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四十九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

政令

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第二百七号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第九条第一項、第三項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「。第十二条」を「。第十二条第一項」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　次条第一項第二号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき　当該イ又はロに定める額

イ　犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合　六千四百円

ロ　イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき　当該最高額又は最低額

第五条に次の一項を加える。

３　前二項の規定にかかわらず、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子又は父母であつた場合における遺族給付基礎額は、前二項の規定により算定した額に四千二百円を加えた額とする。

第十二条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を休業加算基礎額とする。

一　犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合　三千二百円

二　前号に掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき　当該最高額又は最低額

第十四条第二項第二号を次のように改める。

二　犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき　当該イ又はロに定める額

イ　犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合　五千九百円

ロ　イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき　当該最高額又は最低額

別表第一の六十歳以上の項中「五、七〇〇円」を「六、四〇〇円」に改める。

別表第二の二十歳未満の項及び二十歳以上二十五歳未満の項を削り、同表の二十五歳以上三十歳未満の項中「四、五〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の三十歳以上三十五歳未満の項及び三十五歳以上四十歳未満の項中「五、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の四十歳以上四十五歳未満の項中「四、八〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の四十五歳以上五十歳未満の項中「四、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の五十歳以上五十五歳未満の項中「四、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の五十五歳以上六十歳未満の項中「三、六〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の六十歳以上の項中「三、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改める。

別表第三の二十歳未満の項を削り、同表の二十歳以上二十五歳未満の項中「二、五〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の二十五歳以上三十歳未満の項中「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の四十五歳以上五十歳未満の項及び五十歳以上五十五歳未満の項中「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の五十五歳以上六十歳未満の項中「二、五〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表の六十歳以上の項中「二、三〇〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

別表第五の二十歳未満の項を削り、同表の二十歳以上二十五歳未満の項中「四、二〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の二十五歳以上三十歳未満の項中「五、二〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の三十歳以上四十五歳未満の項中「五、三〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の四十五歳以上五十歳未満の項及び五十歳以上五十五歳未満の項中「四、九〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の五十五歳以上六十歳未満の項中「四、二〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の六十歳以上の項中「三、九〇〇円」を「五、九〇〇円」に改める。